京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金
交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、使い捨てプラスチックの発生抑制に取り組む事業者等を支援し、プラスチック削減を推進するため、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本補助金は、市内の食品小売店等において、第４条に規定する者が第５条に規定する事業を実施する場合に、その経費の一部を補助することで、使い捨てプラスチックの排出を抑制するとともに、その成果の市内全域への展開を促進するモデル事業を創出することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において使用する用語の定義は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

⑴　はだか売り

ビニール袋、パック、トレーなどの使い捨ての容器包装を使用せず、青果物等の商品そのものをむき出しの状態で陳列・販売する形態をいう。

⑵　マイ容器

繰り返し食品等を収納できる容器で、購入者が持参するものをいう。

⑶　量り売り

食料品や飲料等を、重量などの単位で必要な分だけ購入可能な販売形態をいう。

⑷　リユース容器

中身を消費した後に、繰り返し洗って使用することのできる容器のことをいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

⑴　市内において食料品を取り扱う小売業等を営む店舗（以下「市内店舗」という。）を有する法人又は個人事業主

⑵　容器包装プラスチック削減の社会実装に係る知見、ノウハウ又は実績を有する法人

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

⑴　京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規

定する暴力団密接関係者
⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者
⑶　営業に関して必要な許認可等を取得していない者

（補助対象事業）
第５条　補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす取組とする。
⑴　食料品の販売時に使用する使い捨てプラスチック製容器包装の削減に寄与する、次のア～キに掲げる手法を単体又は組み合わせて実施する取組であること。
ア　はだか売り
イ　量り売り
ウ　マイ容器を使用した商品販売
エ　リユース容器を使用した商品販売
オ　包装用ポリ袋の他製品への代替
カ　ア～オの取組の社会実装に向けた課題分析又は普及促進に資する取組
キ　その他市長が認めるもの
⑵　第１号ア～オに該当する取組にあっては、市内店舗において実施される取組であって、他事業者の模範となり、かつ波及効果が見込まれる先導的な取組であること。
２　前項の規定にかかわらず、以下の事業は補助の対象外とする。
⑴　補助金交付申請時に既に実施している取組の単なる維持又は更新
⑵　その他、本事業の趣旨に合致しないと市長が認めるもの

（補助対象経費）
第６条　補助金の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要となる経費のほか、消費者等への普及啓発や事業効果の検証に係る経費であって、次の各号に掲げる費目に該当するもの（以下「補助対象経費」という。）とする。
⑴　消耗品費
⑵　印刷製本費
⑶　委託費
⑷　通信運搬費
⑸　謝礼
⑹　賃借料
⑺　その他市長が必要と認めるもの
２　次の各号に掲げる経費は補助金の対象外とする。
⑴　店舗の維持管理に要する経費
⑵　人件費
⑶　水道光熱費
⑷　食品購入費

⑸　振込手数料
⑹　工事費（補助金で購入する備品の設置に要する工事費を除く。）
⑺　特許の維持費や出願料、認証取得に係る費用
⑻　この要綱に基づく補助金以外の補助を受けた（交付決定を受けたものを含む。）経費
⑼　その他市長が適当でないと認める経費

（補助の条件）
第７条　申請者は、補助対象事業の波及効果を高めるため、以下の事項を遵守しなければならない。
⑴　補助対象事業のうち第５条第１項ア～オに該当する取組を行う場合にあっては、当該取組によるプラスチック削減量及びそれに伴う温室効果削減効果等の検証を行うこと。ただし、申請者による実施が困難な場合は、本市による技術的支援を受けて実施することとし、効果検証に必要となるデータの提供その他の検証作業に全面的に協力すること。
⑵　補助対象事業の実施方法やノウハウ、課題及び成果について、広く公表することに同意し、本市が作成する公表用レポートの作成作業に全面的に協力すること。

（補助対象事業の実施期間）
第８条　補助金の交付対象となる事業の実施期間は、交付決定を行った日から交付決定日の属する年度の末日までとする。

（補助金額等）
第９条　補助金の額は、補助対象経費の合計額に２分の１を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）で、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）
第１０条　補助金条例第９条の規定による交付の申請は、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付申請書（第１号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。
⑴　事業計画書兼予算書
⑵　補助対象事業に要する経費の算出根拠を示す書類
⑶　第４条第１項第１号に該当する者にあっては、食品衛生法第５５条の規定に基づく営業許可書の写し又は同法第５７条の規定に基づく営業届出書の写し。なお、当該許可書を持たない場合（法令に反する場合を除く。）にあっては、許可又は届出が不要である理由を記した書面（様式不問）
⑷　その他市長が必要と認める書類
２　交付申請書及びその添付書類は、交付申請年度ごとに市長が別に定める受付期間

（以下「受付期間」という。）内に提出しなければならない。
３　補助金の交付を受けようとする者は、第１１条第１項の規定による交付決定通知後に、補助対象事業に着手しなければならない。
４　市長は、第２項に基づき受付期間を定めた場合は、速やかにその期間を公表するものとする。

（交付の決定）
第１１条　市長は、交付申請書の提出を受けたときは、補助金条例第１０条第１項に基づく調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付及び交付予定額を決定し、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。
２　市長は、第１項の調査により、補助金の交付を不適当と認めるときは、補助金を交付しないことを決定し、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金不交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。
３　市長は、交付の決定を行う場合において、必要に応じて条件を付すことができる。
４　申請者は、第１項の規定による交付決定通知後、速やかに補助対象事業に着手しなければならない。

（標準処理期間）
第１２条　市長は、第１０条に規定する申請を受理してから３０日以内に補助金条例第１１条第１項及び第２項の決定をするものとする。ただし、申請多数によりその決定に支障をきたすと判断する場合にはこの限りでない。

（申請事項の変更の申請等）
第１３条　第１１条の交付決定通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、交付予定額を増額する変更の申請をすることができない。
２　交付対象者は、補助対象事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、速やかに京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業変更承認申請書（第４号様式）に第１０条第１項第１号及び第２号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更に当たる場合は、この限りでない。
３　前項の軽微な変更に当たる場合は、次のいずれかとする。
⑴　補助目的達成のために関連する取組間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
⑵　補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、交付対象者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資すると考えられる場合
⑶　補助目的及び事業能率に関係ない事業内容の細部の変更である場合
４　市長は、補助対象事業の内容又は経費の配分の変更について承認することを決定

したときは、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金変更承認通知書（第５号様式）により、変更の承認及び変更後交付予定額を交付対象者に通知する。

５　市長は、補助対象事業の内容又は経費の配分の変更について承認しないことを決定したときは、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金変更不承認通知書（第６号様式）により、変更の不承認を交付対象者に通知する。

６　交付対象者は、補助金の交付を受ける年度内に補助対象事業が完了する見込みがなくなったとき、又は補助対象事業を廃止するときは、速やかに京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金廃止承認申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

７　市長は、補助対象事業の廃止について承認することを決定したときは、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金廃止承認通知書（第８号様式）により、廃止の承認を交付対象者に通知する。

（実績報告及び補助金の交付額の決定等）

第１４条 補助金条例第１８条の規定による実績報告は、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金実績報告書（第９号様式。以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。ただし、市長が申請内容の廃止を承認している補助対象事業については、この限りではない。

⑴　補助金事業決算書

⑵　補助対象事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等

⑶　事業の実施状況が分かる資料

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　実績報告書は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して３０日以内又は交付申請年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、市長が認める場合についてはこの限りではない。

３　市長は、実績報告書の提出を受けたときは、補助金条例第１９条に基づく調査を行い、適合すると認めるときは、当該交付対象者の交付予定額の範囲内で補助金の交付額を決定し、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付額決定通知書（第１０号様式）により交付対象者に通知する。

４　前項の決定は、第１項の規定による実績報告を受けた日から１４日以内に行うものとする。ただし、当該期間内に決定できないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

５　交付対象者は、第１項の報告後においても、本市の求めに応じ、補助対象事業に係る資料、写真の提供等の協力をしなければならない。

（補助金の請求等）

第１５条　交付対象者は、前条第３項の通知を受けた日から３０日以内又は当該通知

を受けた年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに、京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金請求書（第１１号様式）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。
２　市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付する。

（補助金の概算払）
第１６条　交付対象者は、原則、補助金の概算払を受けることはできない。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要であると認める場合に限り、前条の規定にかかわらず、交付予定額について概算払を受けることができるものとする。
２　交付対象者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、速やかに京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金概算払請求書（第１２号様式）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。
３　市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を概算払する。
４　第１項の規定により概算払を受けた交付対象者は、前条第１項の規定による補助金を請求するとき、同項に規定する書類に京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金精算書（第１３号様式）を添えて市長に提出するものとする。

（交付の取消し等）
第１７条　市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。
⑴　不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
⑵　補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
⑶　補助金の交付条件に違反したとき。
⑷　この要綱の規定に違反したとき。

（物品の管理等）
第１８条　交付対象者は、補助金の交付を受けて購入した物品を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（補則）
第１９条　この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附　則
この要綱は、令和８年１０月９日から施行する。

第１号様式（第１０条関係）

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付申請書

（宛先）京都市長	交付申請日　　年　　月　　日
申請者の所在地又は住所	申請者の名称及び代表者の職名・氏名
	電話番号　　－　　－
	メールアドレス

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額（千円未満切捨て）　　金　　，０００円

２　補助対象事業の内容

詳細は、事業計画書兼予算書のとおり

取組区分		□　はだか売り □　量り売り □　マイ容器を使用した商品販売 □　リユース容器を使用した商品販売 □　包装用ポリ袋の他製品への代替 □　上記取組の社会実装に向けた課題分析又は普及促進に資する取組 □　その他市長が認めるもの
実施場所	店舗名称	
	店舗所在地	京都市

３　補助対象事業の開始及び完了の予定日

開始予定日	年　月　日
完了予定日	年　月　日

４　誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

□　申請者が、要綱第４条第２項の各号のいずれにも該当しないこと。

□　申請する補助対象事業が、要綱第５条第２項の各号のいずれにも該当しないこと。

□　この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第１７条に基づく交付の決定の取消し等を受けることに異議を申し立てないこと。

□　補助対象事業が、補助金交付申請時に既に実施している取組の単なる維持又は更新ではないこと。

□　補助対象事業によるプラスチック削減量及びそれに伴う温室効果削減効果等の検証を行うこと（取組の社会実装に向けた課題分析又は普及促進に資する取組を除く）。ただし、申請者による実施が困難な場合は、本市による技術的支援を受けて実施することとし、効果検証に必要となるデータの提供その他の検証作業に全面的に協力すること。

□　補助対象事業の実施方法やノウハウ、課題及び成果について、広く公表することに同意し、本市が作成する公表用レポートの作成作業に全面的に協力すること。

第２号様式（第１１条第１項関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

京　都　市　長

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付決定通知書

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により　　年　　月　　日付で交付申請のありました京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、同要綱第１１条第１項の規定に基づき通知します。

記

１　補助対象事業　　年　　月　　日付け交付申請書のとおり

２　補助金交付予定額　金　　，０００円
（ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。）

３　交付の条件

⑴　補助金を本事業の目的以外に支出しないこと。
⑵　次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に必要書類を提出すること。
ア　当該補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき（軽微な変更を除く）。
イ　当該補助対象事業を廃止しようとするとき。
⑶　当該補助対象事業の実施実績を、要綱第１４条第２項に定める期日までに、実績報告書（第９号様式）により市長に提出すること。
⑷　その他市長が必要と認める条件

（以下、交付申請額から減額して交付予定額を決定した場合のみ表示）

４　減額理由

５　審査請求及び処分の取消しの訴えの教示

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第３号様式（第１１条第２項関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

京　都　市　長

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金不交付決定通知書

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により　　年　　月　　日付で交付申請のありました京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、同要綱第１１条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　不交付の理由

２　審査請求及び処分の取消しの訴えの教示

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第４号様式（第１３条第２項関係）

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金変更承認申請書

（宛先）京都市長	承認申請日　　年　　月　　日
申請者の所在地又は住所	申請者の名称及び代表者の職名・氏名
	電話番号　　－　　－
	メールアドレス

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号にて交付決定通知を受けた年　　月　　日付けの交付申請内容の変更について、同要綱第１３条第２項の規定に基づき、下記のとおり承認申請を行います。

記

１　変更後交付申請額（千円未満切捨て）　　金　　，０００円

２　交付決定額　　金　　，０００円

３　変更後補助対象事業の内容

詳細は、事業計画書兼予算書のとおり

※　交付申請時からの変更箇所が分かるように明記すること

４　変更の内容

変更前	変更後

５　変更の理由

第５号様式（第１３条第４項関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

京　都　市　長

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金変更承認通知書

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定により　　年　　月　　日付で変更承認申請のありました京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第１３条第４項の規定に基づき通知します。

記

１　変更後補助対象　　年　　月　　日付け変更承認申請書のとおり

２　変更後補助金交付予定額　金　　，０００円

第６号様式（第１３条第５項関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

京　都　市　長

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金変更不承認通知書

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定により　　年　　月　　日付で変更承認申請のありました京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、下記のとおり承認しないことを決定しましたので、同要綱第１３条第５項の規定に基づき通知します。

記

１　不承認の理由

２　審査請求及び処分の取消しの訴えの教示

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第７号様式（第１３条第６項関係）

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金廃止承認申請書

（宛先）京都市長	承認申請日　　年　　月　　日
申請者の所在地又は住所	申請者の名称及び代表者の職名・氏名
	電話番号　　－　　－
	メールアドレス

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号にて交付決定通知を受けた年　　月　　日付けの交付申請内容の廃止について、同要綱第１３条第６項の規定に基づき、下記のとおり承認申請を行います。

記

廃止の理由

第８号様式（第１３条第７項関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

京　都　市　長

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金廃止承認通知書

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１３条第６項の規定により　　年　　月　　日付で廃止承認申請のありました京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第１３条第７項の規定に基づき通知します。

記

１　廃止を承認した補助対象事業　　年　　月　　日付け廃止承認申請書のとおり

２　廃止を承認した交付予定額　　金　　，０００円

第９号様式（第１４条第１項関係）

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金実績報告書

（宛先）京都市長	実績報告日　　年　　月　　日
申請者の所在地又は住所	申請者の名称及び代表者の職名・氏名
	電話番号　　－　　－
	メールアドレス

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号にて交付決定通知を受けた補助対象事業の実施実績について、同要綱第１４条第１項に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金実績報告額（千円未満切捨て）　　金　　，０００円

２　補助対象事業の開始及び完了の日

開始日	年　　月　　日
完了日	年　　月　　日

３　交付申請又は変更承認申請時から実績報告までの間に、変更承認申請を必要としない軽微な変更を行った場合は、その内容

４　補助対象事業の実施実績
詳細は、事業実績書兼決算書のとおり

取組区分		□　はだか売り □　量り売り □　マイ容器を使用した商品販売 □　リユース容器を使用した商品販売 □　包装用ポリ袋の他製品への代替 □　上記取組の社会実装に向けた課題分析又は普及促進に資する取組 □　その他市長が認めるもの
実施場所	店舗名称	
	店舗所在地	京都市

第１０号様式（第１４条第３項関係）

京都市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

京　都　市　長

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付額決定通知書

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１４条第１項の規定により　　年　　月　　日付で実績報告のありました京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、下記のとおり交付額を決定しましたので、同要綱第１４条第３項の規定に基づき通知します。

記

１　補助対象事業　　年　　月　　日付け実績報告書のとおり

２　補助金交付額　　金　　，０００円

第１１号様式（第１５条第１項関係）

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金請求書

（宛先）京都市長	請求日　　年　　月　　日
請求者の所在地又は住所	請求者の名称及び代表者の職名・氏名

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１４条第３項の規定により　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号にて交付額決定通知を受けた京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、同要綱第１５条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付を請求します。

記

補助金の請求額	金　　，０００円

振込口座	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
			□普通（総合） □当座 □貯蓄 □その他	
	口座名義 (フリガナ)			
	口座名義 (漢字等)			

※　原則として、請求者の名義の口座を記入してください。
※　ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

第１２号様式（第１６条第２項関係）

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金概算払請求書

（宛先）京都市長	請求日　　年　　月　　日
請求者の所在地又は住所	請求者の名称及び代表者の職名・氏名

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号にて交付決定通知を受けた京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、同要綱第１６条第２項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金の請求額	金　　，０００円

振込口座	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
			□普通（総合） □当座 □貯蓄 □その他	
	口座名義 (フリガナ)			
	口座名義 (漢字等)			

※　原則として、請求者の名義の口座を記入してください。
※　ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。

第１３号様式（第１６条第４項関係）

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金精算書

（宛先）京都市長	提出日　　年　　月　　日
申請者の所在地又は住所	申請者の名称及び代表者の職名・氏名
	電話番号　　－　　－
	メールアドレス

京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金交付要綱第１４条第３項の規定により　　年　　月　　日付け京都市指令　　第　　号にて交付額決定通知を受けた京都市小売店等における使い捨てプラスチック発生抑制モデル事業補助金について、同要綱第１６条第４項の規定により、下記のとおり精算します。

記

１　概算払受領済額（Ａ）　　金　　，０００円

２　補助金交付額（Ｂ）　　金　　，０００円

３　差引請求額（Ｂ－Ａ）　　金　　，０００円